

柏原市水道事業と大阪広域水道企業団との統合に伴う 事務手続き等の変更について

柏原市水道事業は、令和7年4月1日から大阪広域水道企業団と統合することにより、業務は大阪広域水道企業団柏原水道センターに引き継がれます。
それに伴い、事務手続き、書類様式等が次のとおり変更となります。

1. 上水道に関する開発、建築関係協議について

これまで都市開発課に提出していただいていた上水道に関する協議関係書類は、令和7年4月1日から書類名称、宛名、様式が変更となり、大阪広域水道企業団柏原水道センター工務課(現在の柏原市水道工務課と同じ場所)に直接提出して下さい。

		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
協議様式	開発関係	開発等事前協議書	事前協議申請書
	建築関係	建築確認調査依頼書	建築工事等に伴う事前協議依頼書
協議の流れ		開発者・建築主 協議 ↓ 回答 ↑ 柏原市都市開発課 照会 ↓ 回答 ↑ 柏原市水道工務課	開発者・建築主 協議 ↓ 回答 ↑ 大阪広域水道企業団 柏原水道センター

2. 給水装置工事申込書の様式について

宛名、様式が変更となります。

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
宛名	柏原市長	大阪広域水道企業団企業長